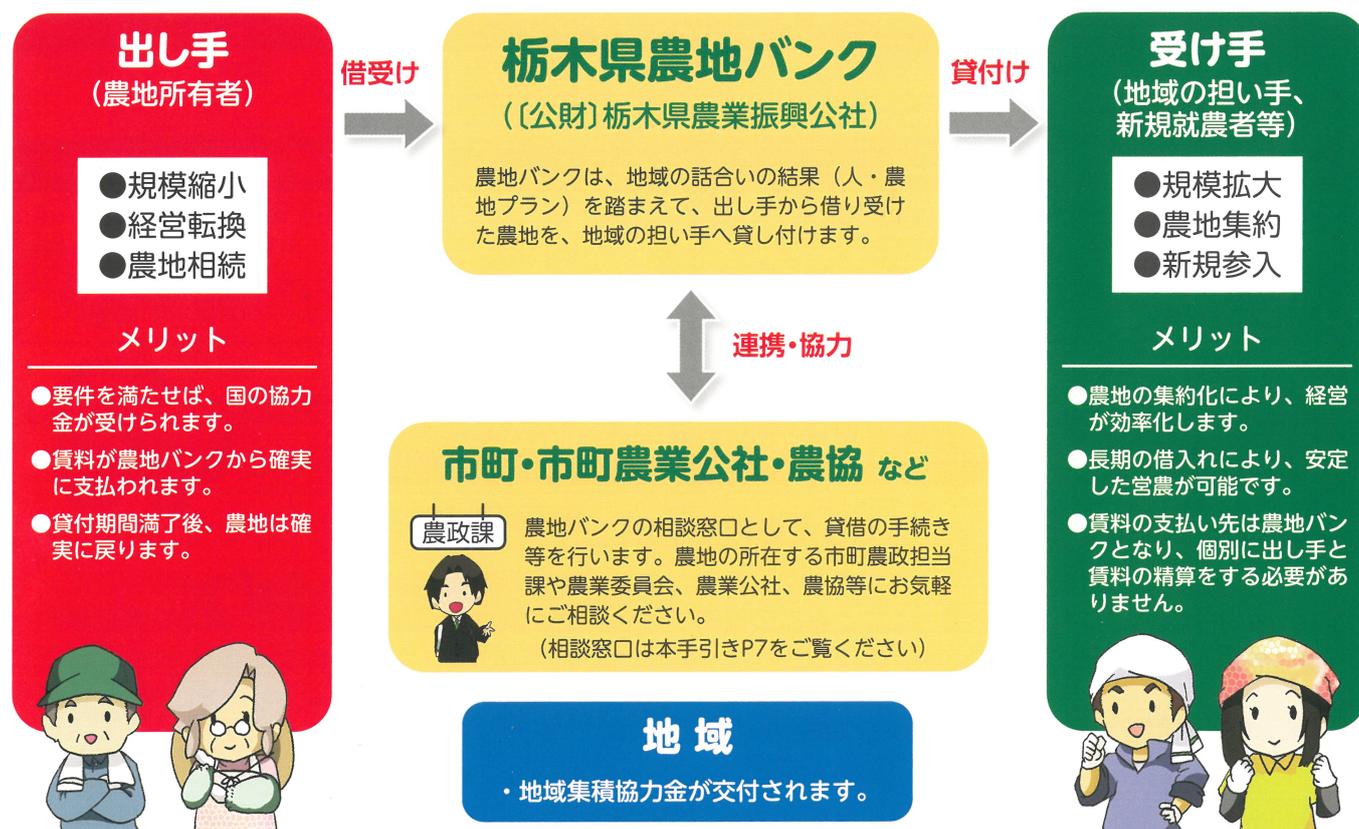


Ⅱ 農地バンク事業

農地バンク事業とは

- 平成26年度から始まった農地の貸借を進める仕組みです。
 - 公的機関が農地の中間的な受け皿となるため、安心して農地の貸借ができます。
 - 農地バンク事業を活用すると、農地の出し手、受け手の双方にメリットがあります。
- ※「農地バンク事業」は、「農地中間管理事業」の別称です。

農地バンク事業の仕組みとメリット



- Point**
- 従来の10年間の貸し借りに加え、**5年間の貸し借りも可能です!**
(協力金を活用する場合は、貸し借りの年数にご注意ください。)
 - 農地バンクによる遊休農地解消事業を活用した**農地の貸し借りができます!**
(活用には条件があります。詳しくは本手引きP6をご覧ください。)
 - 出し手と受け手が合意すれば、物納も可能です!
 - 所有者不明農地についても、**最長で20年間の農地の貸し借りができます!**
(農業経営基盤強化促進法又は農地法の手続きが必要です。)

農地バンク事業の手続きの流れ

| 農地を貸したい方（出し手） | 農地を借りたい方（受け手） |
|--|---|
| ① 農地貸付希望の申出 | ① 借受希望者の募集 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・貸付希望の申出は、市町等の相談窓口で受け付けています。（随時） ・「農地バンク事業相談カード」に必要事項を記載のうえ提出します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・農地バンクが行う「借受希望者の公募」に応募してください。（通年） |
| ② 申出内容の確認 | ② 借受希望者の公表 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・貸付希望農地の調査及び貸付期間、賃料等の諸条件について、協議させていただきます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・公募結果をリスト化し、氏名（もしくは法人名）及び借受希望地区を農地バンクのホームページで公表します。 |
| ③ 人と農地のマッチング | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・市町等は、農地バンクの貸付ルール等に沿った調整を行い、公募結果のリストから人・農地プランを重視し貸付先を選定します。 | |
| ④ 貸借契約の締結 | ④ 貸借契約の締結 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・協議が整ったら、農地の貸借契約手続き*を行います。（※「農用地利用集積計画」の市町の公告） ・賃料は毎年12月に指定口座に振り込みます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・協議が整ったら、農地の貸借契約手続き*を行います。（※「農用地利用集積計画」の市町の公告、または「農用地利用配分計画」の県の認可、公告） ・賃料は毎年12月に指定口座から引き落とします。 |

よくある質問 Q&A



Q どんな農地でも借り受けてもらえるのですか。

A 市街化区域以外の区域の農地が対象となります。また、再生不能と判断された遊休農地でないこと、受け手が見込まれる農地であることなどの基準があります。協力金の交付の対象は、農業振興地域内の農地のみとなります。

Q 当事者間の契約と農地バンク事業との違いは何ですか。

A 公的機関が出し手と受け手の間に入るため、賃料を伴う契約は、農地バンクが責任を持って受け手から賃料を徴収し、出し手にお支払いするので、安心です。また、受け手が多くの出し手から農地を借りている場合は、契約や支払いが一本化されるため、契約事務の簡素化を図ることができます。

Q 農地の賃借料はどのように決めるのですか。

A 賃借料は、農業委員会から提供される借賃等の情報や出し手と受け手の意向を勘案し、協議した上で決めています。なお、原則として金納ですが、出し手と受け手が合意すれば、物納も可能です。

Q 契約期間中に出し手の死亡により相続が発生した場合、契約はどうなりますか。

A 農地バンクの契約は相続人へ継続します。よって農地バンクから受け手への契約も継続します。相続人への変更手続きは、農地の所在する市町相談窓口（本手引きP7参照）で行っていただきます。

Q 経営移譲年金を受給しているのですが…

A

- (1) 後継者に貸していた農地を農地バンクへ貸し付けても、経営移譲年金を引き続き受給することができます。
- (2) 農地バンクからの転賃の相手方によって年金の支給が停止されることはありません。